（定價三錢）　（日曜日休刊）　第千百九十四號　（明治二十九年）

時事新報

明治十九年二月九日　舊丙戌正月六日　火曜日（庚子）

日出午前六時五十五分　日入午後五時三十四分
月出午後七時三十四分　月入午前九時三十四分
午前八時十七分　午後九時零三分
滿潮午後九時零三分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價表

一枚金三錢〇一箇月前金六錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵稅一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ地賃別所ヨリ無償無料ニテ配達致候（何木社ヨリ直接賣出スルモノハ此限ニアラズ）

東京　橋濱　繼續賣　幾橋茶川王小田原　麻布七澤　六坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　福山　笠岡　岡山
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　敦賀　岡崎　豐橋
四日市　津　松坂　山田　伊勢　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ケ谷　熊谷　杉戸　幸手　久喜　關宿　千葉　登戸
寄川　佐倉　東金　市川　八幡　船橋
其他郵便逓送便宜ノ個所ハ同シク郵便料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上十日迄	一月以上
一行	五十錢	三十錢	二十錢	十錢	八錢
五十行以上	三十錢	二十錢	十錢	八錢	六錢
百行以上	二十錢	十錢	八錢	六錢	四錢
千行以上	十錢	八錢	六錢	四錢	二錢
千行以上	八錢	六錢	四錢	二錢	一錢
千行以上	六錢	四錢	二錢	一錢	一錢
千行以上	四錢	二錢	一錢	一錢	一錢

時事新報

東京市中の防火法

東京市中の住民が火災に困乏ひは一日れ故にあらず在昔德川幕府が始めて首府と此地を開きてより今に至る總凡三百年の間に市中大小の火災は幾千萬回なると知らず東京大學判行の理科會粹集編に據れば明暦三年（四代將軍家綱公の時）より明治十四年迄二百二十四年の間に延燒地の直徑十五丁以上の火災は九十三回ありと云ふ就中明暦三年、寛文六年、元祿十一年、享保十年、安永元年、文化元年等の火災は殊れも江戸市街の三分一以上半數乃至全市街と燒盡したる大火にして之が爲め人命と損したるは幾許なるを知るべからず明暦三年は火災の如きの燒死人の數二十萬以上なりと云ふと見ても其災の慘毒あり之一斑と想像もべき然れども往昔は事と情疎き事に經驗の後近年の火災のみを考へるも前記は無編に記する處ふ據れば明治七年より同十三年迄に毎年燒失する家屋の坪數い平均五萬二千坪にして藏掌一坪の價と平均三十圓ありとすれば毎年火災の爲めふ燒失をる金額は百五十六萬圓なり然れども此れは火災は少なき近年の計算にして加ふるに當時の一坪の價三十圓は單に家屋のみの代價あるとばそふ其他の財產の價と合計するときは其損失高年々三百萬圓に及ぶべしと云ふ亦以て火災ゲ東京府民に害毒と與ふるの大なると見るべきあり

凡そ世れ中の文明に進むふ隨ひ人力を以て天然の力を制馭するの方法は次第に巧妙ふ進ふ暴風洪水地震雷の如き古代ふ在りて人力の能く左右する處にあらずと思はれさるものも今は理學進歩の力に依りて或ひ其働きを制し或ひ其害と避くること能いざるものなれふ至れり氣象學の力にて暴風を先知するの法あれば船舶海中に覆沒をるの禍を免かれ避雷針の發明ゐれば雷も其破壞力を逞うすると得ざるが如き是れなり迅雷風烈の如き天然ハ災害すら之と防ぐに方法ゐるの今日況して火災と欲せと十分に之を防ぐの法ありて然かも其方法は簡易明白何人にても之と行ふことを得るものなるふ東京府民が故ふに之を行いすしく年々三百萬圓の富を燒き幾多の人民を倒產せしめて顧る所なきが如きは甚ざ解すべからざる振舞なれとふも是亦自ら其原由おきにあらず何人にても火災の恐るべきと知らざるはなく又如何ふ之を防ぐに十分の備なき時は何時にても人家ふ襲ひ來せば火災を防止すべ兄かと知らざるものおしと雖も近きと見て遠きと忘るゝは人情の常なるが故ふ萬人が萬人唯漠然と目前の出費と恐れて詳かに前後の得失を考ふる者なし其百ふ曰く火災防禦は大切なれ共莫大の入費を要する事には我々の力に及ばず寧ろ不十分なりとも今の儘に指置くに如かずと是ゑ今日東京市民一般の考にして防火法は不完全あるも主として此に由來そるあり此說は遠ふに之を聞けば頗ふ道理あるが如くれども元來火災なるもれい恰も盜賊に如兄ものにして之を防ぐに十分の備なき時は何時にても人家ふ襲ひ來りて財貨と掘ふ去るものあれば苟も之を防ぐの費用が守るべき財貨の價に過ぎざる限りは何程莫大ある費用と要するとも之と防ぐの法と設ケざるべらず戸締りと嚴重にしく盜賊の侵入と防ぐが爲めふ一萬圓の金と要すと云ふゝ如何にも莫大ある入費なれども其家ふ十萬圓れ財貨ありとすれば一夕盜賊に押込まきて十萬圓と持去らるゝよりは寧ろ一萬圓と費やそて戸締りを嚴重にそるふ如かざるべし然るふ世人一般の考の如く火災防禦法と十分ふそると固ふ望む處ふれとも莫大の費用と要する事い我々の及ぶ所にあらずとして不充分なるあれとも莫大の金を要する事にては我力に及ばずとて一日を遷延そるは恰も戸ぶりと嚴重ふそるは大切戸口の不締なるまゝ盜賊の侵入に任するに均し無分別の甚しきものありと云はざるを得ず既に云へる如く火事少ななる近年の經驗ふても火災れ爲めふ一年平均三百萬圓の損失ありとすれば今後も今の儘に指置かば一年三百萬圓内外の損失は到底東京府民の免かれざる所なるが故に仮令年々防火法の爲めに三百萬圓宛を費やすも之が爲めに全く火災の害を絶つことを得ば今日に比して損する處ふきのみならず毎年火災の爲めふ一時ふ無數の貧民を生ずるの憂もなく全都の市民終年枕を高うして其堵に安んずることを得るの利益い關係ふ都下の繁昌ふ何程の助と與ふべ兄かと知らぎ況んや防火法を十分ふするが爲めふは必ずしも永久年に三百萬圓宛を合點して速ふ完全なる防火法を設くるふ至らんと希望するあり

火災防禦の大切なると此れ如くあれば東京府民は何事を指置きても先づ防火法ふ着手せざるべらず偖て之に着手するふ付て其順序方法い如何と云ふに最も急務なるものは火災を未然に豫防するの方法なり火災豫防の方法は一にしく是らされとも他の事は概ね瑣細の事なれば一々之と論ぜず唯一事の最も大切なるものは家屋改造の事なり東京れ市街が數々大火に罹る其原因い樣々あるべしと雖も萬人の見る處にて第一の原因なりと認むるものい市街れ家屋が可燃質の材料より成るの一事なれば今若し悉く之を煉瓦又い石造の建物に改造そると兄は嘗此一事にて火災れ沙汰は殆ど地を拂ふに至らんと疑ふし左れば十分ふ火災の憂を絶たんと欲せば何よりも先づ家屋と改造するが急務あれとも退て一考すれば一時に東京全都の家屋と煉瓦又は石造に改めんとするも理論と情實兄到底實際に望むべらざる企でなきば已を得ず端を以て之を行ふいざるべらざる幸にして兩三年以來東京市區改正の議論も當局有司の注意を促がし先年芳川顯正氏が東京府知事たりし時市區改正は意見を草して政府に上申しるより政府も其議と採納して昨年の初め東京市區改正委員を撰任し其後右の委員は數々會議と爲し昨年の末ふ至りて就れも其任と解かれたると見れば其計畫い既ふ一定ふて遠からず世間に公にせらるゝならん今日の處にては我輩未ざ其方法の如何を知る能はざれとも委員諸氏い市區改正は大目的たる商賣の便利と謀るの外に防火法の利害得失をも斟酌熟考したるは疑と容るべからず但し右改正れ方法は市區を改正そると共ふ家屋をも改造するの法なるか又い家屋の改造は後に為て專ら道路河川上水下水等の改正を目とそるものあるか此等の點は本論の目的よりして我輩の最も聞かんと願ふ所なれとも當局者の見込は兎も角も我輩の意見ふ於ていい市區の改正と共に年と追て家屋とも改造し若干年の後今れ東京の市區が一變して最初の改正雛形の如くふ改まる頃には市中の家屋も亦一變して今日の矮陋なる木造れ家屋に引替へ石室比樓高閣雲を凌ぐれ偉觀を呈するに至らんことを希望そるあり

（未完）

官報

○告示第四號
靜岡縣下濱海電信分局ヨリ同縣下下田長野縣下伊那電信分局ヨリ同縣下飯田ヘ電線架設右兩所ヘ分局ヲ設置シ本月二十日ヨリ開局ス
右告示ス
明治十九年二月八日　逓信大臣　榎本武揚

○敘任　明治十九年二月六日
任大藏二等技師　大藏權大書記官正六位勳六等　長谷川爲治
任大藏三等技師　大藏少書記官從六位　岡本和
任鳥取縣大書記官　鳥取縣少書記官正七位　萩原汎愛

○辭令
自今月俸二百五十圓下賜（二月六日內閣）　秋田縣令　赤川憲助
自今月俸三百圓下賜（同）　愛媛縣令　關新平
自今月俸三百圓下賜（同）　高知縣令　田邊良顯
自今月俸三百圓下賜（同）　大藏二等技師　長谷川爲治
三級月俸下賜（同）　大藏三等技師　岡本和
四級月俸下賜（同）　非職海軍權少書記官　左近允長良
依願免本官（同）　安達重典
仝（仝）　賀茂永穆
仝（仝）　高崎正風
御歌掛長被仰付（二月六日宮內省）　宮內書記官　齋藤桃太郎
官報々告主任ヲ命ス（同）　外務書記官　古澤滋
月俸百二十圓下賜（二月五日外務省）　古澤滋
外務大臣官房勤務被仰付（仝）　古澤滋
○海外旅券數　本年一月中外務省に於て交付せる海外旅券數は米國男九人女一人英國男一人清國男一人布哇國男二十三人女八人獨逸國男一人其の他歐洲各國ヘ男三人合計四十七人あり（外務省報告）
（右四件本年二月八日官報）

○通貨の事歷（續き）
正德享保兩回ノ金銀貨改正ハ書政府實貨史上ノ美事ナルコト言ヲ俟タズ然ルニ館ハ其年即今ヲ距ル百年ノ前ニ當リテ低劣且縮小ナル又貨制ノ一大變革ヲ以テ當時政府ノ目的ヲ永遠ニ達シ其ノ原因左ノ數世上生計ノ途ニ通ジ小判ハ一種商品ニ理匿セルコト（銀ハ歲ヲ以テ當時政府ノ獲ルニ困難ナル以テ此ノ點ヨリ貨ノ法價甚低下ニ過ダルコト待之ヲ舊ノ判恰モ一種商品ナルノミナラス其ノ鑄造發行額遠ケタルコト（其他ノ一方ニ向カ爲ニ惡貨幣ハダリ顧フニ元文ニテ西暦千七百於テ金銀二貨ノ永ノ末ニツコ四十一年前金一ニ對當シ千平均銀十四ト九云フ當時我カ國テ支那、和蘭、兩

もるとゝは嘗此一事にて火災れ沙汰は殆ど地を拂ふに至らんと疑ふし左れば十分ふ火災の憂を絶たんと欲せば何よりも先づ家屋と改造するが急務あれとも退て一考すれば一時に東京全都の家屋と煉瓦又は石造に改めんとするも理論と情實兄到底實際に望むべらざる企でなきば已を得ず端を以て之を行ふいざるべらざる幸にして兩三年以來東京市區改正の議論も當局有司の注意を促がし先年芳川顯正氏が東京府知事たりし時市區改正は意見を草して政府に上申しるより政府も其議と採納して昨年の初め東京市區改正委員を撰任し其後右の委員は數々會議と爲し昨年の末ふ至りて就れも其任と解かれたると見れば其計畫い既ふ一定ふて遠からず世間に公にせらるゝならん今日の處にては我輩未ざ其方法の如何を知る能はざれとも委員諸氏い市區改正は大目的たる商賣の便利と謀るの外に防火法の利害得失をも斟酌熟考したるは疑と容るべからず但し右改正れ方法は市區を改正そると共ふ家屋をも改造するの法なるか又い家屋の改造は後に為て專ら道路河川上水下水等の改正を目とそるものあるか此等の點は本論の目的よりして我輩の最も聞かんと願ふ所なれとも當局者の見込は兎も角も我輩の意見ふ於ていい市區の改正と共に年と追て家屋とも改造し若干年の後今れ東京の市區が一變して最初の改正雛形の如くふ改まる頃には市中の家屋も亦一變して今日の矮陋なる木造れ家屋に引替へ石室比樓高閣雲を凌ぐれ偉觀を呈するに至らんことを希望そるあり

（未完）

雜

○東洋の小ロビンソン
明治十五年の十一月ふ至れり東京より嫁島の無人島ふ牧畜の業に從事して二人が事業成功あれば又東京ふる前田喜代松氏が四度より外にあらず原島ふ送りまなれば島と離れ在るゆゑ文ふへ知らずまく本地の身の樣と寶地ふ目ふ商売持めなき憂き事ふ明治十七年れ二月に唯一人東京へ突然に出し先づ田中が安否を尋ね安堵の思ひはされば更らに又百薬り此處ふは來し辛抱ゆゑに田中に賴みて上で耐忍ならず汚面あらず左すは何に如何にと問詰られが察ふれ通り幸抱堪合いすべき面目もなく又已ふ歸兄歸と申そ事業もなき起臥食衣ふあつての物種ふ人れ事業もなき起臥食衣ふ一事なれば今若し悉く之を